

令和2年3月26日

令和2年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和2年3月26日（木曜日）午後1時から

1 出席委員（5名）

小 黒 仁 史	教育長
三 留 利 夫 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	

2 出席職員（11名）

教育総務部長	後 藤 清
教育総務課長	杉 山 良 樹
教育施設担当課長	鈴 木 龍 一
副参事（教育地域力担当）	元 木 重 成
副参事（施設調整担当）	荒 井 昭 二
学務課長	政 木 純 也
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
副参事	早 川 隆 之
学校職員担当課長	池 一 彦
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	中 平 美 雪

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第5号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

第6号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

第7号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第8号議案 大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則

第9号議案 大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則

第10号議案 大田区立図書館処務規則の一部を改正する規則

第11号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令

第12号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第13号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令

第14号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第15号議案 学校職員服務監察規程の一部を改正する訓令

第16号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第17号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

- 第18号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する
事務取扱規程の一部を改正する訓令
第19号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第20号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令
第21号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令

~~~~~  
(午後1時開会)

○教育長

ただいまから、令和2年第3回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、弘瀬委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

それでは、大田区教育委員会傍聴規則第7条によりまして、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、本日はマスクをお持ちの方については、マスクを着用の上で審議をさせていただくとともに、効率的な会議運営にご理解とご協力をお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。

まず、会議録署名委員に深澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

3点について報告をさせていただきます。

まず、1点目は、4月からの新年度の学校の再開についてでございます。

コロナウイルスの感染拡大による臨時休業が昨日まで続きまして、本日から春季休業日となりました。小中学校の来年度の授業は、4月6日の始業式から開始する予定でございます。現在もコロナウイルスの感染が広がっており、予断を許さない状況ですが、区の子童生徒には感染例が見られないこと、それから、学校生活を再開することが子供たちの精神の健康や成長にとって大切であると考え、区立小中学校を再開することといたしました。

また、学校の再開にあたっては、学校において換気の悪い密閉空間とならないこと、多数の子供たちが密集しないことなどを十分留意して、感染防止の徹底に努めながら教育活動を進める予定でございます。

そのため、始業式から1週間程は、低学年が午前中、高学年が午後に授業を行うなど分散しての授業体制を各学校において用意していただく、そのことによりまして、感染防止に最善を尽くしていただきながら教育活動を行うこととなります。

2点目の報告は、区議会において教育長指針を述べさせていただいたことです。

2月17日、令和2年第1回大田区議会定例会の第1日におきまして、議場において、教育委員会を代表して指針を述べさせていただきました。

内容は、おおた教育ビジョンにある未来を創る力を育てるために印象に残った教育活動を中心に話をさせていただきました。また、令和2年度教育予算の重点についてもお話しさせていただきました。

未来を創る教育活動として、萩中小学校6年生の「水道に命を懸けた男」という劇を紹介いたしました。過去の知識を地域から学んでいく点、それから考える力や表現する力が育てられている点、みんなで力を合わせて作り上げた感動がある点、また、地域に学びを還元して郷土愛が育まれている点、安全安心な水の確保という現在の、そして未来社会の問題にも目を開くものであることなど、未来を創る力の育成に資する点が多くあることを述べさせていただきました。

また、次年度の重点予算につきましては、外国語指導員の充実、タブレットなどICT環境の整備、不登校対策の充実、体育館の空調設備の整備、教員支援員の配置、小学校の防災ヘルメットの配備など、未来を創る力の育成につながる重点施策について話させていただきました。

最後は、子どもたちの今を輝かせることが未来社会を輝かせるということで、締めくくらせていただきました。

そして、3点目は、小学校の卒業式を見させていただいた感想を述べさせていただきます。本年度の卒業式は、コロナウイルスの感染防止のために、来賓という立場では伺いませんでしたが、私がかつて校長を務めた入新井第一小学校の卒業式を保護者の後ろから覗かせていただきました。

練習の時間は、ほとんどなかったにも関わらず、子どもたちの立派な態度が印象的でした。窓が開け放たれていて、春風が気持ちよく吹くように、換気も十分配慮されておりました。

また、卒業生や保護者の席は、密着を防ぐために体育館床に間隔をとって配置されておりました。在校生はいませんが、歌も数曲披露され、すばらしい歌声でした。

卒業生は、本当に少ない時間の中で自分たちの卒業を精いっぱい、良いものにしようと頑張っている姿がとても印象的でした。とても良い表情でございました。

入新井第一小学校だけではなく、どの小中学校においても、子どもにとって忘れられない卒業式となったことと思います。校長先生を始め、教職員の方々の思いが子どもたちの力を引き出したのではないかと思います。また、保護者の方にとっても、子どもの成長を願う感慨深い卒業式になったことと思います。

私からの報告は、以上でございます。

委員の皆様の何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

○学校職員担当課長

私からは、大田区立学校における働き方改革推進プランの策定について、ご説明をさせていただきます。お手元のプランの概要をご覧いただきたいと思います。

本プランの策定に至る経過とその目的は、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、教員の長時間勤務が看過できない状況にあります。

また、国及び東京都からも、学校における働き方改革の推進が求められているところでございます。そこで、限りある時間の中で教員の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に対する時間を十分に確保し、教員が自らの授業力を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して、効果的な教育活動を持続的に行う事ができる環境をつくる必要があります。

本プランでは、働き方改革を着実に推進するために、資料の左側に4つの施策を取組みの柱として、これを掲げました。教育委員会と学校がそれぞれ主体者として互いに連携し、また、家庭や地域の理解や協力を得ながら総合的に取り組んで参ります。

そして、プランの体系図になります。働き方改革の目指す姿は、全ての教員が子どもたち一人一人に寄り添い、子どもたちの未来を創る力を育み、意欲を引き出す教育を実践しています。今年、おおた教育ビジョンに沿った姿といたしました。

続いて、計画期間ですが、令和2年度から6年度までの5年間です。

目標についてですが、1か月の時間外在校等時間45時間、そして1年間の時間外在校等時間360時間を超える教員を0にしますとしております。

令和元年12月4日に、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法が改正され、これまでの残業時間の上限を1か月45時間、年360時間とする文部科学省のガ

イドラインが、同大臣の定める法的根拠のある指針となり、令和2年4月1日から適用されることになりました。このような国の動きを踏まえて、本プランの目標といたしました。

しかし、この目標の達成度を図るには、教員に日々の勤務状況を自己申告させる必要があるため、現状では教員への負担が大きいという課題がございます。

そこで、教員の自己申告によることなく、出退勤システムで客観的に把握できる在校時間を基準とし、週当たりの在校時間が60時間を超える教員を0にすることを当面の目標といたします。この内容につきましては、プランの8ページに下線部分で記載させていただいております。

そして、この目標を達成するために、施策の大きな4本柱として、施策1、在校時間の客観的な把握と働き方改革への意識づけ。施策2、教員業務の明確化と最適化。施策3、学校を支える体制づくり。施策4、教員一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり。これらを掲げ、それぞれの施策を進めるために合計18の事業項目を設けました。お手元のプランとともに、後ほどご覧いただきたいと思っております。

今後、このプランを基に、教育委員会や学校並びに家庭や地域の相互の連携の下で着実に施策を実行してまいりたいと思っております。

また、計画期間におきましては、それぞれの施策の進捗を踏まえて、その都度効果を検証することはもとより、必要によりこれを見直し、又は変更する必要も出てくると思われまます。これらに対して柔軟に対応し、より効率的、効果的な施策を展開してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上になります。

#### ○教育長

それでは、ただいま報告いただきましたことに関しまして、ご意見、ご質問はございますか。

#### ○三留委員

このプランについては、全て読ませていただきましたけれども、国や都の動向、大田区の実態、こういったことに即してよくまとめられていると感じました。

大田区においては、約半数の教員の在校時間が、60時間を超えています。週60時間の在校時間を、月当たりの時間外在校時間に換算すると75時間くらいになると思っております。特に、小学校の先生方の在校時間というのが増えているという実態があると思っております。これは、若手教員の増加もあるのですが、ICTだとか英語教育だとか、様々な教育課題が増えていることも影響しているのではないかなと感じています。

そういう中で、プランでは、文部科学省の上限ガイドラインに沿って、全ての教員の1か月の時間外在校時間が45時間以内、年間在校時間は360時間を超えないという目標を設定しています。教職員は、具体的に授業のある日は1日2時間を超えない、それから長期休業はなるべく定時で帰宅するというような具体的な意識付けが必要と感じているところです。

目標の達成のために、4つの施策の柱を立てて具体的な取り組みを示しているわけですが、それについて幾つか意見を述べさせていただきたいと思っております。

この施策2-5に、各種調査・会議の見直しがあります。学校の調査については、精選を図って、重複を避けるという原則をしっかりと行ってもらいたいと思いました。

会議については、ここに述べられている教育委員会・学校ともに縮減、効率化の方向で進めていただきたいと思います。学校においては、事案決定システムの徹底を図ったり、グループウェアの連絡機能をいかしたりするなどして、会議を精選し、できるだけ勤務時間内に教員が教材研究や授業準備ができるようにしてほしいと思っています。

それから、施策の2-6、学校徴収金事務に関する調査研究があるのですが、学校徴収金に係る仕事については、教職員の時間と労力がかかっています。できるだけ教職員に負担がかからない方法を考えていただきたいと思います。

それから、施策3-1です。教員の業務軽減につながる専門スタッフの配置についてです。冊子の21ページに、大田区の学校専門スタッフの一覧が載せられています。毎年、文部科学省の研修で各県の教育委員と意見交換をするのですが、スクールサポートスタッフについての意見交換というのが多いのです。そういう中で、23区全体に拡充の動きがあるのですが、大田区は他地域より進んだ取組みをしていると感じております。様々な立場から学校を支える人員が配置されてきているということで、とてもすばらしいことだと思っています。

各学校がチーム学校の戦力として活用するとともに、教員の勤務軽減に有効に活用してもらいたいと思います。

最後になりますが、改正給特法による変形労働時間制の導入に関わって、今後、都の動向も踏まえ、区として実施の有無について検討を進めてほしいと考えております。

以上です。

#### ○深澤委員

深澤です。私は、昨年1年間で大田区の教員の在校時間の実態が十分に把握できていないので、これを把握しようということで、出退勤機能によって把握に努めてきたものと理解しております。その傍ら、電話機の自動応答機能を導入したり、部活動の適切な実施、ICT環境の整備など着実に一つずつ、教員の負担を減らすための施策等に取り組んできたものと考えています。

今回、この推進プランにおいて推進する施策4本柱というものを示したことで、より、今後の方向性がわかりやすくなってきたということと、今までやって来たことの位置付けも非常に明確になったのではないかと考えております。

今後は、教員の先生方の業務の範囲を明確にしていくことが必要であると考えておりまして、それでも教員の先生方の負担が減らない場合には、今まで以上にサポートしていく必要があるのかなと考えております。

先ほどの説明に対する質問なのですが、このプランを推進していくに当たって、検証していくとおっしゃったのですが、検証というのは、どのくらいのスパンで、どのくらいの頻度でやっていくとお考えでしょうか。

#### ○学校職員担当課長

こちらは、5年間の計画ということで、最低、少なくとも1年に1回は検証をさせてい

ただいて、必要な場合は変更なり見直すということで考えております。

○深澤委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○北内委員

私からは1つですが、ICT環境をぜひ、積極的に進めてほしいなと思っています。今回の新型コロナウイルスのこともありますので、ICT環境でもし、1人1台タブレットとかネット環境が整っていたら、リモートで講義することもできますので、そういうような活用ができるので、それと、先生方の負担も減ると思うのですよね。出席を取ったり、プリントを配ったり、そういう雑用的なものが無くなりますよね。ICTがあれば、その場で入力したら全部分かりますので、そういうのを活用していただきたいと思っています。

以上です。

○高橋委員

施策の2で、電話機への自動応答機能が導入されているということで、学校的には放課後でもいろいろ電話が入って、父兄から相談やら苦情やら、とても多い状況を見ておられますので、これが入ったことによって、定時以降は応答しないでもいいという形になっておりますので、良い機能が入ったなと思っています。

ただ、この間聞いたところによると、いろいろ問題もあるということで、その辺を検証しながら良い方向にまた進めてほしいと思っています。

以上です。

○教育長

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」です。

本日は規則、訓令に関し、第5号議案から第21号議案までの計17件のご審議をお願いいたします。それでは、議案を読み上げます。

第5号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則。

第6号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規



則。

第7号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

第8号議案 大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則。

第9号議案 大田区立幼児教育センター処務規則の一部を改正する規則。

第10号議案 大田区立図書館処務規則の一部を改正する規則。

第11号議案 大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令。

第12号議案 大田区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令。

第13号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令。

第14号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令。

第15号議案 学校職員服務監察規程の一部を改正する訓令。

第16号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令。

第17号議案 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令。

第18号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令。

第19号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

第20号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令。

第21号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令。

以上です。よろしくお願ひいたします。

#### ○教育長

それでは、ただいまの議案につきまして、事務局職員の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

私からは、初めに第5号議案から第18号議案までご説明を申し上げます。

第5号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則は、令和2年4月から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、現行の非常勤職員の職のうち、会計年度任用職に移行する職について、別表からその職名を削除するため、規則の改正を行うものでございます。また、大田区教育委員会非常勤職員に関する規則は、区長部局の大田区非常勤職員規則に準じており、区長部局の規則の規定が整備されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第6号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則につきましても、第5号議案と同様に、非常勤職員から会計年度任用職員に移行する職を別表から削除するため、規則の改正を行うものでございます。

第7号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則から、第13号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令までの7つの議案につきましては、いずれも会計年度任用職員の導入に伴い、文言整理など、規定を整備するため、規則・訓令の改正を行うものでございます。

第14号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令から、第18号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓

令までの5つの議案につきましては、いずれも東京都が費用を負担する学校職員が会計年度任用職員に移行することを反映し、規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

説明は、以上です。

○教育長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18号議案、全てについて原案どおり決定いたします。

それでは、続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第19号議案から第21号議案までについて、ご説明申し上げます。

初めに、第19号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則による改正点は、2点ございます。まず、1点目は、栄養教諭の上位職を設置することです。東京都の東京都立学校の管理運営に関する規則が改正されることに伴い、栄養教諭の人材育成並びに食育の推進に対する更なる強化を図る目的で、主任栄養教諭及び栄養に関する主幹教諭を設置することを定めるものでございます。

2点目は、教職員の適切な業務量の管理に関する事項を定めることです。学校における働き方改革を推進するに当たり、国及び東京都の法令、指針などに基づき、教職員の在校等時間を管理するために必要な事項を定めるものでございます。

第20号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令は、随意契約により行う工事など、大田区教育委員会工事施行規程によりがたい、別の方法による施行処理につきまして、実際の事務手続に合致した規定を整備するため、区長部局の大田区工事施行規程が改正されることにあわせて訓令の改正を行うものでございます。

最後に、第21号議案 大田区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する訓令についてでございます。労働安全衛生法並びに同法施行令の規定により、常時勤務する職員が50人以上の学校は、安全衛生委員会を設置することが義務付けられております。この度、4月1日付の人事異動に伴い、安全衛生委員会を設置するべき学校が変更になるため、訓令の改正を行うものでございます。

私からの説明は、以上です。

○教育長

ただいま説明いただきました議案に対しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

よろしいですか。学校安全衛生委員会の設置のことに関わってお聞きしたいのですけれども。

産業医なののですけれども、大規模校以外の学校も含め、どんな形で今やられていますか。

○学校職員担当課長

産業医は、安全衛生委員会が設置された学校に個々に産業医さんを配置させていただいています。

○三留委員

学校内で、実際産業医の活動をしているということですか。

○学校職員担当課長

はい、そのとおりでございます。

月に1回、定例の会議があったりいたしますが、そこに出席していただくとか、又は学校を巡視していただき点検していただくということが、業務としてございます。

○深澤委員

今の第20号議案で、第34条の次に掲げる工事に該当するものについては、別の方法により処理することができるというので、別の方法というのは何でしょうか。

○教育施設担当課長

工事におきまして、130万円以下の見積額の工事につきましては、請書という書面によって処理するという形ができるということです。

○深澤委員

それが別の方法ということですか。

○教育施設担当課長

そういうことになります。簡便な方法ということで。

○深澤委員

簡便な方法。はい、分かりました。

○教育長

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、第19、20、21号議案につきまして、原案どおり決定いたします。

それでは、これもちまして、令和2年第3回教育委員会定例会を終了いたします。

(午後1時30分閉会)